

令和4年3月18日

仙台市内に居住する児童生徒の保護者様

仙台市教育委員会

令和4年福島県沖を震源とする地震による被災者への支援について（学用品の給与）

本市に災害救助法が適用され、下記のとおり学用品を給与しますので、該当の場合はご申請いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる方

住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失、損傷し、就学上支障がある仙台市内居住の小学校児童及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）及び高等学校等（定時制及び通信制を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

2. 支給の内容

教科書、教材 文房具 通学用品（原則として現物を支給いたします。）

3. 支給上限（実費）

小学校児童	一人当たり	4,500円
中学校生徒	一人当たり	4,800円
高等学校等生徒	一人当たり	5,200円

4. 提出書類

- ①学用品等申請書（裏面写真添付のこと）※ダウンロードした場合は、両面印刷をしてください
- ②り災証明書（り災届出証明書でも可。ただし、後日証明書発行後提出が必要）。

5. 提出期限 令和4年3月25日（金）お通りの学校の事務室に提出

6. その他

- 1）教科書の毀損につきましては、お通りの学校までご連絡ください。
- 2）仙台市以外にお住いの方は、恐れ入りますがお住いの市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先

仙台市教育委員会学事課 022-214-8861